

スイスの運転免許制度

1 概要

日本の運転免許証をお持ちの方は、スイス入国後 12 ヶ月間までは、日本の運転免許でスイス国内を運転することができます。

日本の免許証に記載された車種・限定で運転が可能かどうかについては、各州の交通局等に確認の上、運転してください。また、車やバイク等は 18 歳以上、バス等は 21 歳以上である必要があります。

スイスの官憲（警察官等）は、日本語を解さないことが殆どのため、日本の運転免許証の翻訳として、国際運転免許証等を携行することをお勧めします。

スイスでの運転期間が 12 ヶ月間を超える場合や、商業車（バス、トラック、タクシー等）を運転する場合には、スイスの運転免許に書き換える必要が有ります。また、運転免許の書き換えとは別に、スイスに 3 ヶ月以上滞在する場合には、滞在許可の取得が必要です。

2 スイスの免許への書き換え

スイスの運転免許への書き換えは、各州の交通局等で行います。手続きには、最低でも 1 ヶ月以上かかるため、余裕を持って申請されることをお勧めします。また、スイスでの滞在期間が予め 12 ヶ月以上であると分かっている場合には、早目の申請をお勧めします。

【各州交通局等】[各州交通局の一覧](#)

(1) [ジュネーブ州](#)

(2) [ヴォー州](#)

(3) [ヴァレー州](#)

(4) [ティチーノ州](#)

※申請用紙のダウンロードや必要書類の確認ができます。

3 日本の運転免許の更新

日本の運転免許の更新は、日本の警察署や運転免許センターでのみ行えます。詳しくは、警察庁又は各都道府県警察にお問い合わせください。

【詳細】[警察庁](#)

[各都道府県警察](#)

[外務省](#)

4 スイスの運転免許をお持ちの方

スイスの運転免許をお持ちの方が日本で運転する場合には、公式な翻訳を携行する必要があります。翻訳は以下の官公署等に依頼することができます。

【スイスの運転免許の翻訳】

(1) [在日スイス大使館](#)

(2) [J A F・日本自動車連盟](#)

また、スイスの運転免許は、E U／E F T A領域内においても有効です。詳しくは各州の交通局等にお問い合わせください。

5 国際運転免許証

(1) 日本発行の国際運転免許証

日本で発行されるものは、1949年にジュネーブにおいて締結された道路交通に関する条約（通称「ジュネーブ条約」）に基づく国際運転免許証です。スイスは同条約に加盟していませんので、スイスでは有効ではありません。（日本の免許の翻訳としてお使いください。）

(2) スイス発行の国際運転免許証

スイスで発行されるものは、1968年にウィーンにおいて締結された道路交通に関する条約（通称「ウィーン条約」）に基づく国際運転免許証です。日本は同条約に加盟していませんので、日本では有効ではありません。